

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

飯塚市立 菰田小学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の目的

本校の「学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）」・「福岡県いじめ防止基本方針」（平成30年2月改訂）を受けて、その理念を実現し、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活を送る」ことができるように、職員、児童、保護者、地域が一体となって学校におけるいじめ防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組を組織的かつ計画的に取り組むための指針として策定した。

2 「学校いじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校いじめ問題に対する考え方

□ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

□ いじめは卑怯な行為であり、決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努め、いじめを受けている児童を守りぬく。

□ いじめはどの子ども、どの学校でも起こりうるものととらえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨み、いじめの一掃を目指す。

(2) 組織（校内いじめ対策委員会）の設置

ア 構成員

組織の名称		校内いじめ対策委員会		
組 織 の 構 成 員	教 職 員	職 名 等	分 掌 等	校内での役職名
		校 長	—	—
		教 頭	—	—
		主幹教諭	生徒指導部	生徒指導担当者
		養護教諭	健康教育部	
	教諭・講師		いじめ事案の該当担任	
	外 部 専 門 家 等	スクールカウンセラー	—	—
		学 校 医	—	—
		ソーシャルワーカー・児相	—	—
		スクールサポーター	—	—

イ 役割

- 役割（年間計画の作成、相談・通報の窓口、情報の収集・記録、いじめの判断、対応策の決定、P D C Aサイクルでの検証等）
- 定期的な開催（月1回以上）

(3) 関係機関との連携

- 教育委員会
- 警察への相談・通報
- 駅前交番連絡協議会
- 学校警察連絡協議会
- 児童相談所
- 菰田まちづくり協議会青少年健全育成会
- 菰田小校区人権・同和教育推進委員会
- 飯塚市こども家庭課
- 飯塚市生活支援課

(4) 教員研修

- 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る研修会
- 性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する（職員研修・職員会議等）（R5.7追加）
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施（年度当初）
- 専門家を招聘した研修会（夏期休業期間等）の実施

(5) いじめの防止、いじめの早期発見・年間計画・いじめの対処への取組【対応の流れ・重大事案の際の危機管理マニュアル】

ア いじめの防止の取組

- 生徒指導の視点に立つ授業づくり
- 社会性の育成に向けた取組（ピア・サポート等）
- 児童会活動、体験活動、学級活動、校長による講話

イ いじめの早期発見の取組

- 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や「ダイジェスト版」等を活用した早期発見の取組の実施
- 「学校生活アンケート（いじめに特化した無記名アンケート）」の月1回の実施
(タブレットを使い、結果を蓄積する)
- 保護者用いじめアンケートの実施（年1回）
- 教育相談週間の設定（「学校生活アンケート」に基づく全児童生徒対象の個人面談：学期1回）
- 相談ポストの設置及び活用
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組の実施
- 年間計画の作成

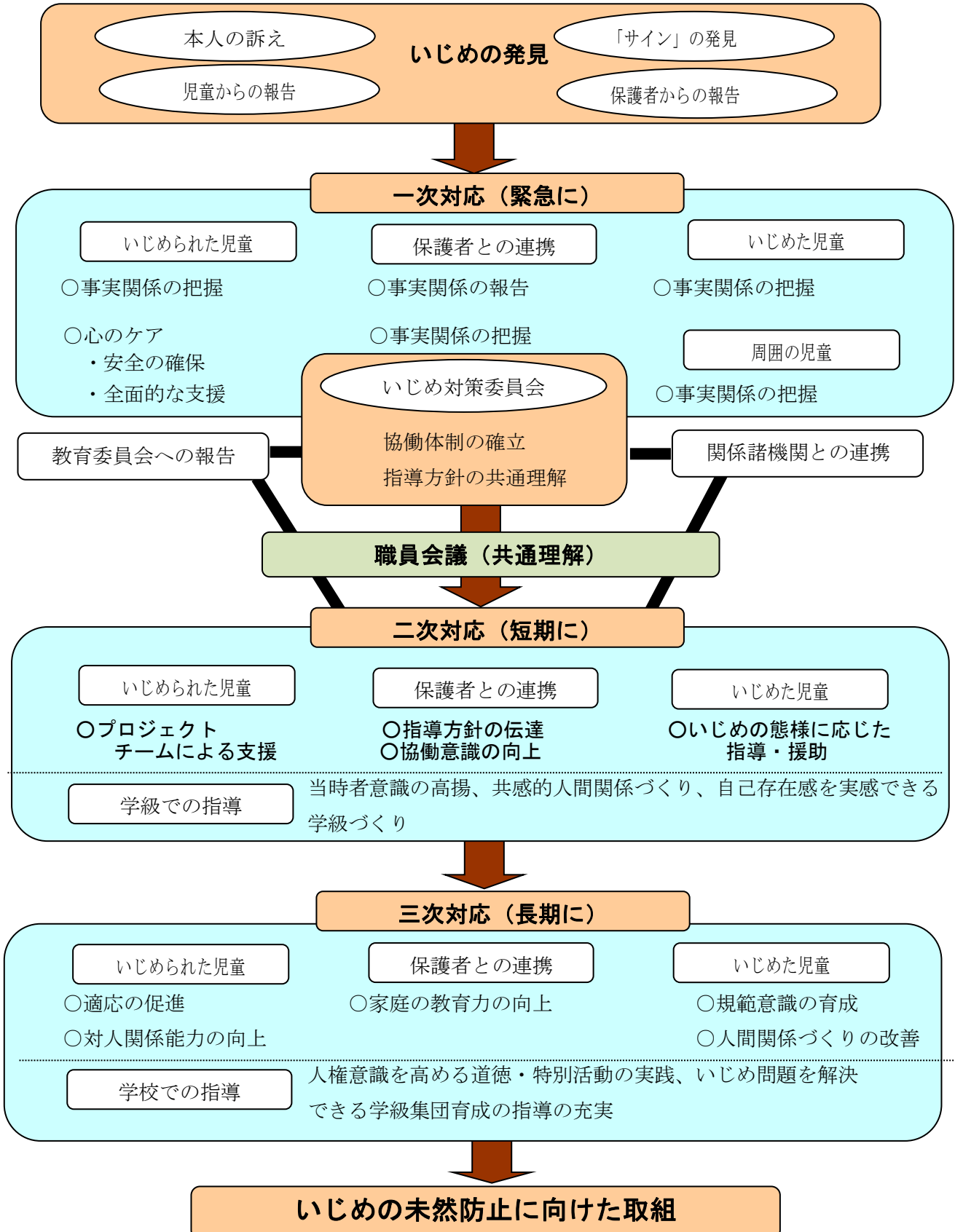
・ 年間計画

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度) (●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (*月1回以上)	いじめに対応する教育活動 の推進 (●年間)	評価・分析 の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」 の児童への周知 ●相談ポスト ▲	*いじめ対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の職員研修	●いじめを生まない教育活動の推進 ・入学式で「学校いじめ防止基本方針」説明(教頭) ・ホームページに「学校いじめ防止基本方針」掲載	
5月	◇学校生活(いじめに特化した無記名)アンケート	*いじめ対策委員会 ・児童理解のための職員会議		
6月	◇学校生活(いじめに特化した無記名)アンケート ◇児童の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	*いじめ対策委員会 生活多面調査の分析と評価	・家庭・学校において、いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
7月	◇学校生活(いじめに特化した無記名)アンケート	*いじめ対策委員会		・1学期の取組を評価・分析
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ児童理解の研修会		
9月	◇学校生活(いじめに特化した無記名)アンケート	*いじめ対策委員会		
10月	◇学校生活(いじめに特化した無記名)アンケート 保護者アンケートの実施 ※いじめ撲滅強化旬間	*いじめ対策委員会	・いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付、保護者用いじめアンケートの実施	
11月	◇学校生活(いじめに特化した無記名)アンケート ◇児童の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」	*いじめ対策委員会	・SNSやネット上でのいじめについての児童・保護者対象の研修会を計画・実施	
12月	◇学校生活(いじめに特化した無記名)アンケート	*いじめ対策委員会	・「いじめ早期発見・早期対応リーフレット(家庭向け)」の配付	・2学期の取組を評価・分析
1月	◇学校生活(いじめに特化した無記名)アンケート	*いじめ対策委員会		
2月	◇学校生活(いじめに特化した無記名)アンケート ◇児童の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間(月間)」 ▼	*いじめ対策委員会	・いじめ問題への保護者等向け研修会等の開催	
3月	◇学校生活(いじめに特化した無記名)アンケート	*いじめ対策委員会		・年間の取組を評価・分析

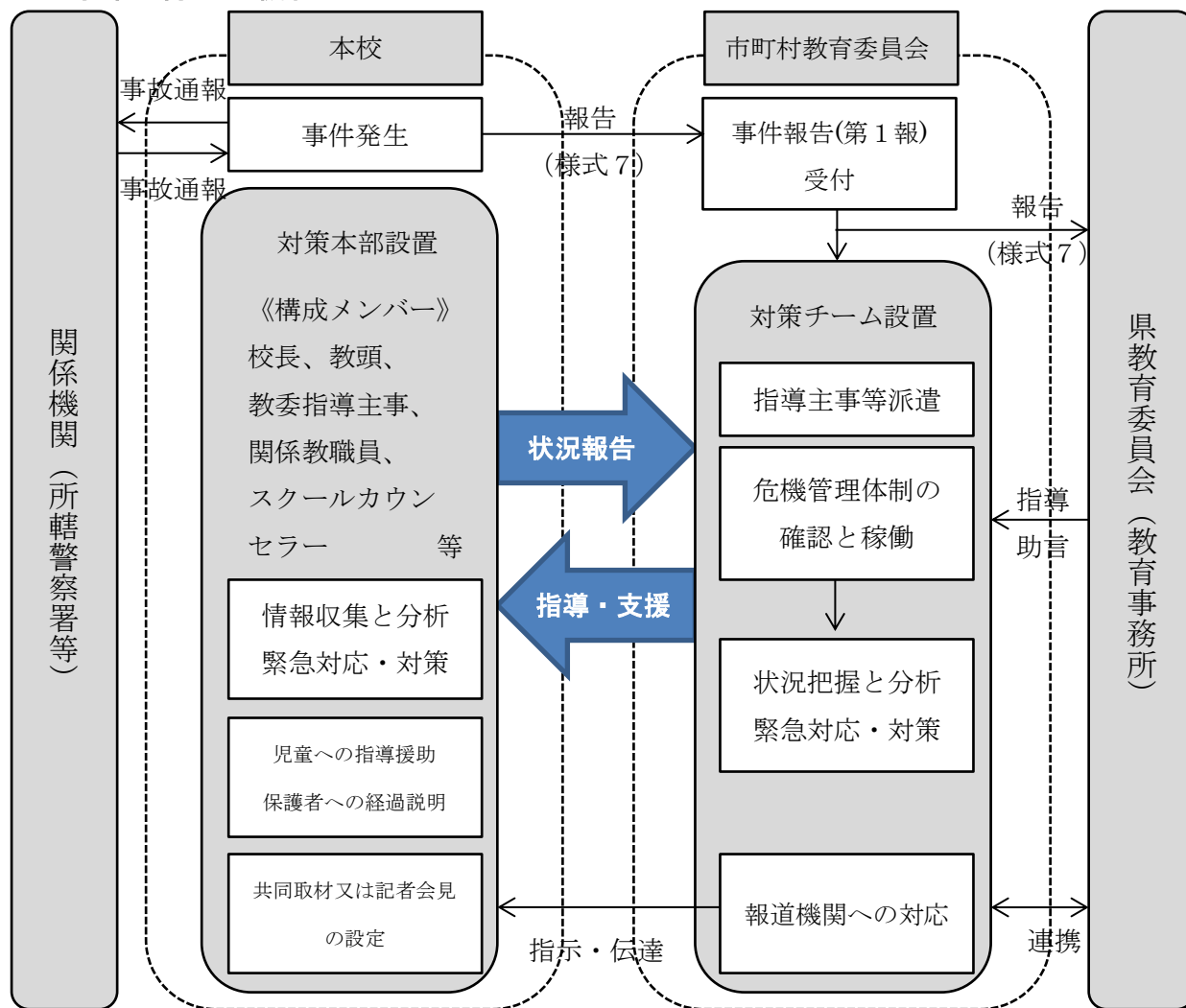
ウ いじめの対処への取組

- 本校における、いじめ防止に向けた基本姿勢は
- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ・児童と児童、児童と教師など、校内・学級におけるあたたかな人間関係づくりに努める。
 - ・いじめの早期発見、早期解決に努める。
 - ・保護者・地域、関係機関等とも連携し、早期解決及び事後指導にあたる。

いじめ問題の対応



・重大事案の際の危機管理マニュアル



重大事案の場合は、事件・事故発生後、速やかに市教育委員会に電話等で連絡する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」（月例報告）の様式7で連絡する。

(6) ネット上のいじめの対応

- 情報モラル教育の実施 児童・保護者対象の研修会の実施（学校開放日に計画）

(7) 教育相談体制

- スクールカウンセラーの要請・スクールソーシャルワーカー・児童相談所等との連携
- 子どもホットライン24などの相談窓口の周知

(8) 保護者・地域等への働きかけ

- PTA成人講座や学級懇談会等におけるいじめの問題に関する研修会等の実施
- いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用
- 保護者用いじめアンケートの実施（年間1回以上）

(9) 取組状況の評価

- 各学期の取組を評価・分析

(10) 学校評価

- アンケート等による学校評価